

議案第 2 号

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

四万十町昭和基幹集落 センター	四万十町昭和569 番地 1	午前 8 時30 分から 午後10時まで	十和地域振興局 地域振興課
--------------------	-------------------	-------------------------	------------------

別表第 2 中

「13 四万十町十和川口集会所

利用場所	利用料金	1 日
全館		9, 530円

14 その他の集会所

」を「

13 四万十町十和川口集会所

利用場所	利用料金	1 日
全館		9, 530円

14 四万十町昭和基幹集落センター

利用料金	基本使用料	追加料金	全館使用
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 日
ホール	1, 500円	200円	10, 000円
和室	500円		
調理室	500円		
特別加算使用料	規定使用料の50 %に相当する	町外の者が使用する場合	

	額	町内の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等を使用する場合
	規定使用料の100%に相当する額	町外の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等を使用する場合

15 その他の集会所」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。